

普通預金規定＜無利息型普通預金を含む＞

1. (取扱店の範囲)

普通預金（以下「この預金」といいます。）は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

2. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には振込金の入金記帳を取消します。

3. (預金の払戻し)

- (1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。
- (2) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続きをしてください。
- (3) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

4. (利 息)

この預金（ただし、無利息型普通預金を除きます。）の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000 円以上について付利単位を 100 円として、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。ただし、利率は金融情勢の変化により変更することがあります。

この預金には、本規定のほか、「普通預金・納税準備預金・貯蓄預金共通規定」をご参照下さい。

以 上